

茨城女子短期大学収容定員関係学則変更届出書

茨女短大第 72号
令和6年12月24日

文部科学大臣 殿

学校法人 大成学園
理事長 額賀 修一

このたび、茨城女子短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基 本 計 画 書

基 本 計 画 書									
事 項		記 入 欄					備 考		
計 画 の 区 分		短期大学の収容定員に係る学則変更							
フ リ ガ ナ	設 置 者	ガッコウホウジン タイセイガクエン 学校法人 大成学園							
フ リ ガ ナ	大 学 の 名 称	イバラキジョシタンキダイガク 茨城女子短期大学							
大 学 本 部 の 位 置		茨城県那珂市東木倉960-2							
大 学 の 目 的		教養ある有能な女性の育成に励み、社会の発展に貢献し得る女子の育成を目的とする。							
新 設 学 部 等 の 目 的		近年の定員充足率を踏まえ、今後、短期大学の役割としての社会的影響の変化を勘案し、教育の質の向上を確保しながら定員の適正化を図る。							
新 設 学 部 等 の 概 要	新 設 学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編入学 定 員	収容 定 員	学 位	学 位 の 分 野	開設時期及 び開設年次	所 在 地
		年	人	年次 人	人	短期大学士 (保育)	教育学・保育学 関係	令和7年4月 第1年次	
	こども学科	2	70 (100)	—	140 (200)			茨城県那珂市 東木倉960-2	
	計								
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし							
教育 課程	新 設 学 部 等 の 名 称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計	科目			
								単位	
学 部 等 の 名 称		基幹教員					助 手	基幹教員以外 の教 員 (助手を除く)	
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計			
新	こども学科	人	人	人	人	人	人	人	人
		4 (4)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	11 (11)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
分	小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
既	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	計（a～d）	4 (4)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	11 (11)			
設	表現文化学科	人	人	人	人	人	人	人	人
		2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
既	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	5 (5)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
設	小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			

分 類	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事しがつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であつて、年間8単位以上の授業科目を担当					-	-	-	-	-		
	計 (a ~ d)	(2)	(2)	(1)	(0)	5						
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	合 計	6 (6)	5 (5)	5 (5)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	職 種	専 属		その他の			計		人	人	人	
	事務職員	8 (7)	人			()			8 (7)			
	技術職員		()			()			()			
	図書館職員	2 (2)				()			2 (2)			
	その他の職員		()			()			()			
	指導補助者		()			()			()			
	計		()			()			()			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用			計					
	校 舎 敷 地	15, 468 m ²	- m ²	- m ²			15, 468 m ²					
	そ の 他	9, 010 m ²	- m ²	- m ²			9, 010 m ²					
	合 計	24, 478 m ²	- m ²	- m ²			24, 478 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用			計					
		10, 963 m ² (10, 963 m ²)	m ²	m ² (m ²)			11, 194 m ² (11, 194 m ²)					
教室・教員研究室		教 室	室	教 員 研 究 室			室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点		標本 点			
	計	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])			
	スポーツ施設等	スポーツ施設 m ²		講堂 m ²			厚生補導施設 m ²					
経 費 の見 積 り 及 び 維 持 方 法 の概 要	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次				
	教員1人当たり研究費等		90千円	90千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
	共同研究費等				- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
	図 書 購 入 費	3, 500千円	2, 100千円	2, 100千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
	設 備 購 入 費	11, 000千円	11, 001千円	11, 002千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
	学生1人当たり 納付金		第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次				
			1, 260千円	1, 010千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
	学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等										

既設大学等の状況	大学等の名称	茨城女子短期大学							※令和4年度より学科名称のみ変更(保育科をこども学)
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	
	表現文化学科	年 2	人 30	年次人 0	人 60	短期大学士 (国文学)	倍 0.76	平成27年度	茨城県那珂市東木倉960-2
	こども学科	年 2	人 100	年次人 0	人 200	短期大学士 (保育)	倍 0.60	昭和42年度	

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人大成学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
茨城女子短期大学								
表現文化学科	30	—	60	表現文化学科	30	—	60	
こども学科	100	—	200	こども学科	70	—	140	定員変更(△30)
計	130	—	260	計	100	—	200	

校地校舎等の図面

1 茨城県内における位置関係 茨城県那珂市東木倉 960-2



那珂市役所ホームページより引用

2 最寄り駅からの距離、交通機関および所要時間

最寄り駅：JR水郡線后台駅 距離 1.6Km 徒歩 17 分

主な交通機関

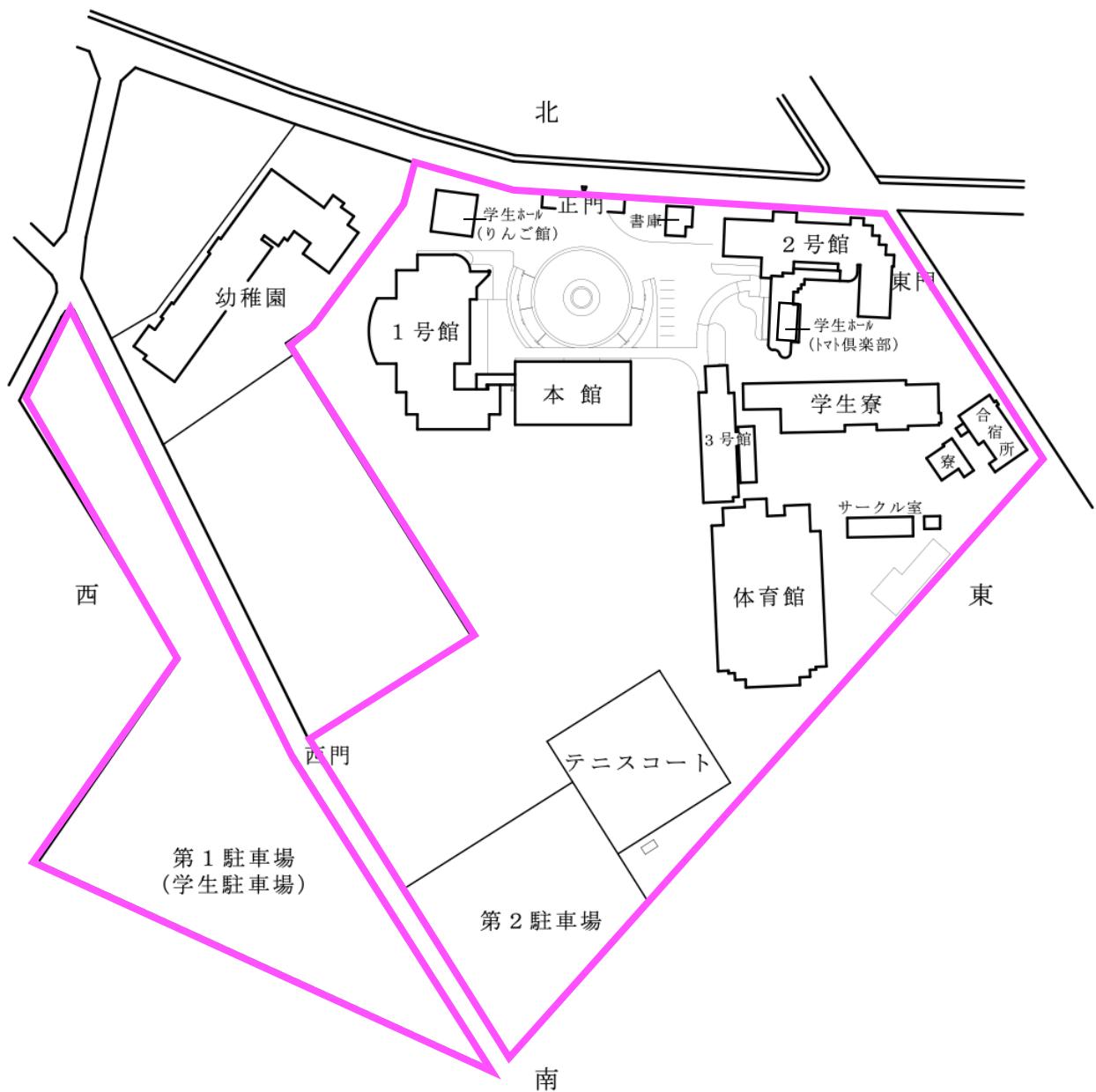
- スクールバス 勝田駅西口より 18 分
- 茨城交通バス 水戸駅北口 7 番のりばより 20 分



茨城女子短期大学ホームページより引用

校地校舎等の図面－1

3 校舎、運動場等の配置図



※2号館は主にこども学科が使用
その他校舎は、こども学科・表現文化学科共用。

敷地等面積	m ²
校舎敷地	15,468
運動場用地	13,000
学生寮	1,000
小 計	29,468
その他	8,010
合 計	37,478

校舎床面積	m ²
本館	1,861
1号館	3,940
2号館	1,307
3号館	647
体育館	1,731
学生寮（なでしこ寮）	834
トマト俱楽部（学生ホール）	166
りんご館（学生ホール）	140
サークル室	200
書庫	53

茨城女子短期大学学則 令和7年度（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、深く表現文化及び保育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、明朗で知性に富み健全かつ情操豊かな女性の育成を目的とする。

2 各学科の教育目的

（1）表現文化学科

読み、書き、考え、調べ、表現する力を身につけ、豊かな感性と社会性を備え、創造性に富む女性を育む。

（2）こども学科

専門知識と技術を修得し豊かな人間性と今日的課題に対処できる知性と実践力を身につけた保育者を養成する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第2条 本学において設置する学科、及び学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
表現文化学科	30人	60人
こども学科	<u>70</u> 人	<u>140</u> 人
計	<u>100</u> 人	<u>200</u> 人

（修業年限及び在学年限）

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年を次の1学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日 2月21日から3月31日まで

夏季休業日 8月1日から9月30日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるものほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学長は休業日を校外実習等の授業日とすることができます。

第 4 章 入学、転学、退学及び休学

(入学の時期)

第 7 条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第 8 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が認定した在外教育施設の課程を修了した者
- (5) 文部大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験または、それに準ずる資格試験に合格した者
- (8) 個別入学資格審査で高校卒業と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 9 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 10 条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 11 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。入学金免除については別に定める。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学、転学及び転学科)

第 12 条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

4 転学科を希望する者があるときは、受け入れ学科に欠員のある場合に限り、別に定める規程により選考の上、これを許可することがある。

(退学及び再入学)

第 13 条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 願いにより退学した者が、退学後 2 年以内に再入学を希望したときには、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(休学)

第 14 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 15 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 3 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 16 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(大学が命ずる退学等)

第 17 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が退学を命ずる。

(1) 第 3 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 13 条第 1 項に定める手続きを怠った者

(3) 第 15 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

2 死亡又は長期間にわたり行方不明の者は、除籍する。

第 5 章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第 18 条 本学の教育課程は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、表現文化学科においては司書、上級秘書士、上級秘書士（メディカル秘書）、こども学科においては保育士、幼稚園教諭二種免許状及びこども音楽療育士、准学校心理士に関する科目を置く。

3 前項の授業科目の単位数等は別表第 2 から第 8 のとおりとする。

(授業期間)

第 19 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第 20 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間から 40 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の授与)

第 21 条 授業科目を履修し、試験等の本学が定める適切な方法により評価して所定の単位を与える。

2 前条に定める授業時数に対する出席時数の割合が 3 分の 2 に満たない者は、当該科目の単位認定を受けることができない。

第 21 条の 2 学生が 1 年間に履修できる単位数の上限を定める。単位数については、別に定める。

(学修の評価)

第 22 条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可、否をもって表し、可以上を合格とする。ただし、評価の基準については、別に定める。

2 学業成績を測る基準として前項に定める評価をもとにグレード・ポイント・アベレージ (GPA) を使用する。算出基準および活用については、別に定める。

第 6 章 卒 業 等

(卒業の要件)

第 23 条 本学を卒業するためには、学生は在学し、別表第 1 に定めるところにより 62 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 24 条 前条の規定により、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の

意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位)

第 25 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状及び資格の取得)

第 26 条 本学において取得できる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学科	免許状及び資格の種類
表現文化学科	司書資格, 上級秘書士, 上級秘書士(メディカル秘書)
こども学科	幼稚園教諭二種免許状, 保育士資格, こども音楽療育士, 準学校心理士
2	幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は, 第23条に規定する卒業の要件を充足し, かつ教育職員免許法及び同法施行規則の定める科目及び単位を修得しなければならない。
3	司書の資格を取得しようとする者は, 第23条に規定する卒業の要件を充足し, かつ図書館法第5条第1項第1号及び図書館法施行規則第1条に規定する図書館に関する科目及び単位を修得しなければならない。
4	保育士の資格を取得しようとする者は, 第23条に規定する卒業の要件を充足し, かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣が定める科目及び単位を修得しなければならない。
5	上級秘書士及び上級秘書士(メディカル秘書)の資格を取得しようとする者は, 第23条に規定する卒業の要件を充足し, かつ全国大学実務教育協会上級秘書士資格認定規程第11条に定める領域・資格到達目標の区分に定める本学の科目及び単位を修得しなければならない。
6	こども音楽療育士の資格を取得しようとする者は, 第23条に規定する卒業の要件を充足し, かつ全国大学実務教育協会こども音楽療育士資格認定に関する規程第11条に定める領域・資格到達目標の区分に定める本学の科目及び単位を修得しなければならない。
7	準学校心理士の資格を取得しようとする者は, 第23条に規定する卒業の要件を充足し, かつ一般財団法人学校心理士認定運営機構が定める資格認定要件及び単位を修得しなければならない。
8	第2項から第7項までの, 本学における単位の履修方法については, 別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 27 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したもののとみなすことのできる単位数は、前項及び第 28 条第 2 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 28 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える

ことができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第3条に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修をする学生の履修期間は、あらかじめ承認を受けた3年又は4年とする。
- 3 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第30条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料	32,000円
入学金	250,000円
授業料	660,000円（年間）
実験実習料	—
施設設備費	200,000円（年間）
教育充実費	150,000円（年間）

- 2 第26条の規定による免許状及び資格の取得のために必要な費用は別に定める。

(授業料等の納入期)

第31条 授業料等の納期は、前期、後期の2期に分け4月中、10月中にそれぞれ納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納または分納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第32条 学期の中途で退学した者の当該期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 33 条 休学を許可された者についての授業料等は、休学が全学期にわたったときは、当該期分の授業料の 9 割及びその他の費用を免除する。休学が学期中途からであったときは、当該期分の全額を納入しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 34 条 学期の中途において復学した者は、復学した当該期分からの授業料等を納入しなければならない。

(留年及び卒業延期者の授業料等)

第 35 条 留年、卒業延期者の授業料等に関する事項は別に定める。

(納入した授業料等)

第 36 条 納入した検定料、入学金及び授業料等は原則として返還しない。

第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 37 条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、用務職員その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 38 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第 39 条 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第 40 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 41 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、本学則第 21 条及び第 22 条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関し、必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 41 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し、必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表彰)

第 43 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰する。

(罰則)

第 44 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前 2 項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 45 条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

- 2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。

第 13 章 図書館

(図書館)

第 46 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第 14 章 厚生施設

(学生寮)

第 47 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第 15 章 学則の変更

(学則の変更)

第 48 条 学則の変更は学長の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

1 本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 56 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 58 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 59 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 62 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 63 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 年 4 月 1 日 一部改正

ただし、平成 2 年度において、文学科英語英文学専攻、保育科の総定員は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

文学科英語英文学専攻 90 人 保育科 230 人

平成 3 年 4 月 1 日 一部改正

平成 4 年 4 月 1 日 一部改正

平成 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 6 年 4 月 1 日 一部改正

平成 7 年 4 月 1 日 一部改正

平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

平成 9 年 4 月 1 日 一部改正

平成 10 年 4 月 1 日 一部改正

平成 11 年 4 月 1 日 一部改正

ただし、検定料等の金額の変更（学則第 30 条第 52 条）、別表第 1 「実務と情報」、別学則-9

表第3「司書及び司書教諭に関する専門科目」 及び別表第4「秘書に関する専門科目」については、平成11年度入学生から適用する。

平成12年4月1日 一部改正
平成13年4月1日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成15年4月1日 一部改正
平成16年4月1日 一部改正
平成17年4月1日 一部改正
平成18年4月1日 一部改正
平成19年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正

ただし、平成24年度より介護福祉専攻科の学生募集を停止し、介護福祉専攻科の在籍者がいなくなるまでは、現学則を適用する。

平成24年4月1日 一部改正正
平成25年5月24日 一部改正 第30条（検定料等の金額）の改正
平成26年4月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正

ことばの芸術学科を表現文化学科に名称変更する。

ただし、平成26年4月以前の入学者については旧学則を適用する。

平成28年4月1日 一部改正
平成29年4月1日 一部改正

ただし、平成29年度において、保育科の総定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

保育科入学定員100人とし収容定員は、280人とする。

平成30年4月1日 一部改正

別表1(4)、別表5、別表6に係る改正については全学年、別表3、別表4については平成30年度入学者から適用する。ただし、全国実務大学教育協会による⑩資格の廃止により、上級秘書士、上級秘書士（メディカル秘書）の資格名称を平成29年度入学生にも適用する。

平成31年4月1日 一部改正

学修の評価（学則第22条）に係る評価の改正及びGPAは平成31年度入学者から適用する。

別表6については全学年適用。別表1(4)、別表5、別表7、別表9の改正については
学則-10

平成 31 年度入学者から適用する。ただし、各別表の「幼児理解と教育相談」、「教育の方法と教育メディア」、「特別支援教育の基礎」の科目については、平成 31 年度からの教職課程の変更によりこの科目名を全学年適用とする。

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

ただし、令和 2 年度において、表現文化学科の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

表現文化学科入学定員 30 人とし収容定員は、70 人とする。

なお、別表第 6、別表第 9 については、令和元年度入学生も適用する。

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

別表第 1 (1), (2), (4), 別表第 5, 別表第 6, 別表第 7 については、令和 3 年度入学生から適用する。

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

別表第 1 (1), (2), 別表第 5, 別表第 8 については、令和 4 年度入学生から適用する。

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

保育科をこども学科に名称変更し、令和 4 年度入学生にも適用する。

ただし、別表第 5 および別表第 6 「保育・教職実践演習（幼稚園）」の科目については、令和 4 年度入学生にも適用する。

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

プレゼンテーション実務士の資格を廃止する。

ただし、令和 5 年度入学者については旧学則を適用する。

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

ただし、令和 7 年度において、こども学科の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

こども学科入学定員 70 人とし収容定員は、170 人とする。

別表第 1 (1), (2), (3), 別表第 3, 別表第 4, 別表第 5 については令和 7 年度入学生から適用する。なお、学則第 12 条 4 については令和 6 年度入学生も適用する。

令和7年度(2025)

別表第1

(1) 表現文化学科教養科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		卒業要件単位数	備考
			必修	選択		
人間と文化	日本文化	講義		2	2	卒業要件単位数 14単位以上 「人間と文化」から2単位以上 「人間と社会」から必修を含め6単位以上 「生活と科学」から2単位以上 「実務と情報」から2単位以上 「外国語」から2単位
	芸術に親しむ	講義		2		
	子どもと読書	講義		2		
	こども未来学	講義		2		
	ウインドアンサンブル入門	演習		1		
人間と社会	日本国憲法	講義		2	6	
	生涯学習概論	講義		2		
	女性学	講義		2		
	女性と社会生活	講義		2		
	キャリア形成ゼミ I	演習	1			
	キャリア形成ゼミ II	演習	1			
生活と科学	生活と環境	講義		2	2	
	身体のしくみと働き	講義		2		
実務と情報	マルチメディア演習	演習		2	2	
	プレゼンテーション入門	講義		2		
人間と健康	健康とスポーツ	講義		1		
	ダンス入門	実技		1		
外国語	英語 I-A	演習	1		2	
	英語 I-B	演習	1			
計			4	28	14単位以上	

(2) こども学科教養科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		卒業要件単位数	備考
			必修	選択		
人間と文化	日本文化	講義		2	2	卒業要件単位数 14単位以上 (必修含む) 「人間と文化」から2単位以上 「人間と社会」から2単位以上 「生活と科学」から2単位以上
	芸術に親しむ	講義		2		
	子どもと読書	講義		2		
	こども未来学	講義		2		
	ウインドアンサンブル入門	演習		1		
人間と社会	日本国憲法	講義		2	4	
	生涯学習概論	講義		2		
	女性学	講義	2			
	女性と社会生活	講義		2		
	キャリア形成ゼミ I	演習	1			
	キャリア形成ゼミ II	演習	1			
生活と科学	生活と環境	講義		2	2	
	身体のしくみと働き	講義		2		

実務と情報	マルチメディア演習 プレゼンテーション入門	演習 講義	2 2		
人間と健康	健康とスポーツ	講義 実技	1 1		
	ダンス入門	実技	1		
外国語	英語 I	演習	2		2
		計	6	26	14単位以上

(3) 表現文化学科専門科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		卒業要件 単位数	備考
			必修	選択		
基礎ゼミナール	『読む』ということ I	講義	2		卒業要件単位数 合計48単位以上 卒業必修 24単位 選択必修 2単位 「表現力集成」 (♦2科目または♦2科目のいずれか) 選択 22単位以上 「文学を学ぶ」 「文化とことば」 「作品を創る」 「表現力を磨く」 「情報社会と表現」	
	『読む』ということ II	講義	2			
	『書く』ということ I	講義	2			
	『書く』ということ II	講義	2			
	『話す聞く』ということ	講義	2			
文学を学ぶ	日本語・日本文学の歴史	講義	2		48	
	日本近代文学	講義		2		
	古典の森へ	講義		2		
	漢文学	講義		2		
文化とことば	書物論1/4期	講義		1		
	漫画の世界	講義		2		
	地域文化論	講義	2			
	映像の世界	講義		2		
表現を学ぶ	表現入門	講義	2			
	戯曲に親しむ	講義	2			
	身体表現基礎	講義	2			
作品を創る	書道 I	演習		1		
	書道 II	演習		1		
	文芸創作（詩歌）	演習		1		
	文芸創作（小説）	演習		1		
	身体表現創作	演習		1		
表現力を磨く	日本語表現	演習		2		
	プレゼンテーション演習	演習		2		
	プロジェクト演習	講義		2		
情報社会と表現	メディアリテラシー	演習		2		
	人間関係論	講義		2		
	図書館活動演習	演習		2		
表現力集成	言語文化ゼミナール I ♦	演習		1		
	言語文化ゼミナール II ♦	演習		1		
	身体表現ゼミナール I ♦	演習		1		
	身体表現ゼミナール II ♦	演習		1		

卒業研究	演習	4			
	計	24	32	48単位以上	

(4) こども学科専門科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		卒業要件単位数	備考
			必修	選択		
目的	教育原理	講義		2	48	卒業要件単位数 48単位以上
	保育者論	講義		2		
	子ども家庭福祉	講義		2		
	社会福祉	講義		2		
	子ども家庭支援論	講義		2		
	保育原理	講義	2			
	社会的養護I	講義		2		
対象	保育の心理学	講義	2		48	
	子どもの理解と援助	演習		1		
	子どもの保健	講義	2			
	子どもの食と栄養	演習		2		
	子ども家庭支援の心理学	講義		2		
	幼児理解と教育相談	講義		2		
領域	幼児と音楽I	演習	1		48	
	幼児と音楽II	演習		1		
	幼児と音楽III	演習		1		
	幼児と造形	演習	1			
	幼児と表現	演習		1		
	幼児と健康I	演習	1			
	幼児と健康II	演習		1		
	幼児と言葉	演習		1		
	音楽演習I	演習		1		
	音楽演習II	演習		1		
	音楽演習III	演習		1		
	幼児と環境	講義		2		
内容・方法	保育の計画と評価	講義		2	48	
	教育課程論	講義		2		
	保育内容総論	演習	1			
	保育内容演習（健康）	演習		1		
	保育内容演習（人間関係）	演習		1		
	保育内容演習（環境）	演習		1		
	保育内容演習（言葉）	演習		1		
	保育内容演習（表現）	演習		1		
	乳児保育I	講義		2		
	乳児保育II	演習		1		
	子どもの健康と安全	演習		1		
	特別支援教育と基礎	演習		2		
	社会的養護II	演習		1		

	子育て支援 教育の方法と教育メディア 保育指導法	演習 講義 講義	1 2 2		
研究	ゼミナール 総合表現	演習 演習	2 1		
実習	教育実習指導 教育実習 保育実習指導 I-A 保育実習指導 I-B 保育実習 I (保育所) 保育実習 I (施設) 保育実習指導 II ☆ 保育実習 II ☆ 保育実習指導 III ★ 保育実習 III ★	演習 実習 演習 演習 実習 実習 演習 実習 演習 実習	1 4 1 1 2 2 1 2 1 2		保育実習指導 I-A(保育所) 保育実習指導 I-B(施設) 保育実習指導 II(保育所) 保育実習指導 III(施設) 選択必修3単位 (☆2科目または★2科目のいずれか)
実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習		2	
計			13	69	48単位以上

別表第2

司書に関する科目

区分		授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考	
				必修	選択			
司書	基礎科目	生涯学習概論	講義	2		8	図書館司書資格 13科目・24単位	
		図書館概論	講義	2				
		図書館制度・経営論	講義	2				
		図書館情報技術論	講義	2				
	図書館サービスに関する科目	子どもと読書	講義	2		8		
		情報サービス論	講義	2				
		図書館サービス概論	講義	2				
		情報サービス演習	演習	2				
	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	講義	2		6		
		情報資源組織論	講義	2				
		情報資源組織演習	演習	2				
	選択必修	書物論	講義		1	2科目 2単位 以上選択	書物論、図書館基礎特論は1/4期の開講とする	
		図書館活動演習	演習		2			
		図書館基礎特論	講義		1			
計				22	4	24単位以上		

別表第3

上級秘書士に関する科目

区分		授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考
				必修	選択		
		秘書学概論 秘書実務 事務管理 女性と社会生活 マルチメディア演習	講義 演習 講義 講義 演習	2 2 2 2 2			(全国大学実務教育協会における本学での修得単位数) 必修 10単位以上 選択 16単位以上 合計 26単位以上

上級秘書士	領域1	「読む」ということ I	講義	2	26	
		「書く」ということ I	講義	2		
		「話す聞く」ということ	講義	2		
		メディアリテラシー	演習	2		
		日本文化	講義	2		
		日本語表現	講義	2		
		図書館活動演習	演習	2		
	領域2A	秘書実務演習	演習	2		
		プロジェクト演習	講義	2		
	領域3	キャリア形成ゼミ I	演習	1		
		キャリア形成ゼミ II	演習	1		
		人間関係論	講義	2		
		言語文化ゼミナール I	演習	1		
計			10	23	26単位以上	

別表第4

上級秘書士（メディカル秘書）に関する科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考
			必修	選択		
上級秘書士 (メディカル 秘書)	領域1	秘書学概論	講義	2	26	(全国大学実務教育協会における本学での修得単位数) 必修 10単位以上 選択 16単位以上 合計 26単位以上
		秘書実務	演習	2		
		事務管理	講義	2		
		女性と社会生活	講義	2		
		マルチメディア演習	演習	2		
		「読む」ということ I	講義	2		
		「書く」ということ I	講義	2		
		「話す聞く」ということ	講義	2		
		メディアリテラシー	演習	2		
		日本文化	講義	2		
	領域2C	日本語表現	講義	2		
		図書館活動演習	演習	2		
		メディカル秘書概論	講義	2		
		メディカル秘書実務	演習	2		
	領域3	診療報酬実務	演習	2		
		身体のしくみと働き	講義	2		
		プロジェクト演習	講義	2		
		キャリア形成ゼミ I	演習	1		
		キャリア形成ゼミ II	演習	1		
		人間関係論	講義	2		
計			10	29	26単位以上	

別表第5

保育士に関する科目

区分		授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考
				必修	選択		
教養科目	外国語、体育以外の科目	日本文化	講義	2		6以上	保育士資格取得要件単位 68単位以上 教養科目履修要件 8単位以上
		芸術に親しむ	講義	2			
		子どもと読書	講義	2			
		こども未来学	講義	2			
		ウインドアンサンブル入門	演習	1			
		日本国憲法	講義	2			
		生涯学習概論	講義	2			
		女性学	講義	2			
		女性と社会生活	講義	2			
	外国語	キャリア形成ゼミ I	演習	1		2	児童福祉法施行規則 告示別表第1教科目 51単位以上
		キャリア形成ゼミ II	演習	1			
保育の本質・目的に関する科目	人間と健康	生活と環境	講義	2		51	
		身体のしくみと働き	講義	2			
		マルチメディア演習	演習	2			
	保育の対象の理解に関する科目	プレゼンテーション入門	講義	2			
		英語 I	演習	2			
		健康とスポーツ	講義	2			
		ダンス入門	実技		1		
保育の内容・方法に関する科目	保育の心理学	保育原理	講義	2		51	
		教育原理	講義	2			
		子ども家庭福祉	講義	2			
		社会福祉	講義	2			
		子ども家庭支援論	講義	2			
		社会的養護I	講義	2			
		保育者論	講義	2			
	保育の計画と評価	保育の心理学	講義	2		51	
		子どもの理解と援助	演習	1			
		子どもの保健	講義	2			
	保育の内容・方法に関する科目	子どもの食と栄養	演習	2		51	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2			
		保育の計画と評価	講義	2			
	保育内容総論	保育内容総論	演習	1		51	
		保育内容演習（健康）	演習	1			
		保育内容演習（人間関係）	演習	1			
		保育内容演習（環境）	演習	1			
		保育内容演習（言葉）	演習	1			
		保育内容演習（表現）	演習	1			
		幼児と音楽 I	演習	1			
		幼児と造形	演習	1			
		幼児と健康 I	演習	1			

	幼児と言葉	演習	1			
	乳児保育 I	講義	2			
	乳児保育 II	演習	1			
	子どもの健康と安全	演習	1			
	特別支援教育の基礎	演習	2			
	社会的養護 II	演習	1			
	子育て支援	演習	1			
保育実習	保育実習指導I-A	演習	1			
	保育実習指導I-B	演習	1			
	保育実習I (保育所)	実習	2			
	保育実習I (施設)	実習	2			
総合演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2			
保育の本質・目的に関する科目	幼児理解と教育相談	講義		2		児童福祉法施行規則 告示別表第2教科目
保育の対象の理解に関する科目	幼児と環境	講義		2		9単位以上
保育の内容・方法に関する科目	教育課程論	講義		2		
	保育指導法	講義		2		
	教育の方法と教育メディア	講義		2		
	幼児と音楽II	演習	1			
	幼児と音楽III	演習		1		
	幼児と表現	演習	1			
	幼児と健康II	演習	1			
	音楽演習III	演習	1			
	ゼミナール	演習	2			
	総合表現	演習	1			
保育実習	保育実習指導 II ☆	演習		1		☆または★のいずれか選択必修3単位
	保育実習 II ☆	実習		2		
	保育実習指導 III ★	演習		1		
	保育実習 III ★	実習		2		
		計	68	39	68単位以上	

別表第6

幼稚園教諭二種免許状に関する科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考
			必修	選択		
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	講義	2		8	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (日本国憲法) 日本国憲法 (体育) 健康とスポーツ (外国語コミュニケーション) 英語 I (情報機器の操作) マルチメディア演習
	健康とスポーツ	講義	1			
		実技	1			
	英語 I	演習	2			
	マルチメディア演習	演習	2			
領域に関する専門的事項	幼児と健康 I	演習	1		5	教育職員免許法施行規則に定める科目区分・単位 教育職員免許法 幼稚園教諭二種免許状 31単位
	幼児と環境	講義	2			
	幼児と言葉	演習	1			領域及び保育内容の指導法に関する科目 12単位

領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	幼児と表現	演習	1	8			
		保育内容総論	演習	1				
		保育内容演習（健康）	演習	1				
		保育内容演習（人間関係）	演習	1				
		保育内容演習（環境）	演習	1				
		保育内容演習（言葉）	演習	1				
		保育内容演習（表現）	演習	1				
		保育指導法	講義	2				
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	講義	2	10	教育の基礎的理解に関する科目 6単位		
		保育者論	講義	2				
		保育の心理学	講義	2				
		特別支援教育の基礎	演習	2				
		教育課程論	講義	2				
	道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目	教育の方法と教育メディア	講義	2	5	道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生活指導、教育相談等に関する科目 4単位		
		子どもの理解と援助	演習	1				
		幼児理解と教育相談	講義	2				
	教育実践に関する科目	教育実習指導	演習	1	7	教育実践に関する科目 7単位		
		教育実習	実習	4				
大学が独自に設定する科目					最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」併せて2単位以上を修得			
計				43	35単位 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目8単位除く)			

別表第7

こども音楽療育士に関する科目

区分	授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考
			必修	選択		
こども音楽療育士に関する科目	領域1	幼児と音楽 I	演習	1	20	(全国大学実務教育協会における修得単位数) 必修 8単位以上 選択 12単位以上 合計 20単位以上
		子どもの保健	講義	2		
		特別支援教育の基礎	演習	2		
		社会福祉	講義	2		
		音楽演習 I	演習	1		
		音楽演習 II	演習	1		
		幼児理解と教育相談	講義	2		
		音楽演習 III	演習	1		
		子どもの健康と安全	演習	1		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		
	領域2	こども音楽療育概論	講義	2	20	
	保育の心理学	講義	2			
	子どもの理解と援助	演習	1			
	領域3	こども音楽療育演習	演習	1	20単位以上	
計			8	14	20単位以上	

別表第8

准学校心理士に関する科目

領域の区分	授業科目	授業の方法	単位数		要修得単位数	備考
			必修	選択		
発達心理学	保育の心理学 子育て支援 幼児理解と教育相談	講義	2		6	3科目以上6単位必要
教育相談		演習	1			
特別支援教育		講義	2			
	特別支援教育の基礎	演習	2			
		計	7		6	6単位以上
※基礎資格要件 1条校（学校教育法）の教員免許状または保育士資格を有するもの（取得見込みを含む）						

茨城女子短期大学学則学則の一部改正（案） 新旧対照表

新	旧		
茨城女子短期大学学則 (略)	茨城女子短期大学学則 (略)		
第2章 学科、学生定員及び修業年限 (学科及び収容定員) 第2条 本学において設置する学科、及び 学生定員は次のとおりとする。	第2章 学科、学生定員及び修業年限 (学科及収容定員) 第2条 本学において設置する学科、及び 学生定員は次のとおりとする。		
学科 表現文化学科 こども学科 計	入学定員 30人 70人 100人	収容定員 60人 140人 200人	
	学科 表現文化学科 こども学科 計	入学定員 30人 100人 130人	収容定員 60人 200人 260人
(略)	(略)		
附則 (略)	附則 (略)		
<u>令和7年4月1日 一部改正</u> <u>ただし、令和7年度において、こども</u> <u>学科の収容定員は、第2条の規定にか</u> <u>かわらず次のとおりとする。こども学</u> <u>科入学定員は70人とし収容定員は、</u> <u>170人とする。</u>			

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

本学では、こども学科において、令和7年度より下記の通り収容定員を変更する。

学 科	現行		変更後	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
こども学科	100	200	70	140

（変更後の収容定員数は令和8年度の数値）

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学園は、明治42年に大成裁縫女学校として発足し、爾来115年「時代に適応し、社会の改善、発展に寄与貢献できる堅実な女性の育成を目的とする」という校是のもとに、「誠実、協和、勤勉」の校訓を規範として、教養を高め、殊に女性としての人格の向上を目指し、社会の発展に貢献し得る子女の育成に堅実な努力を続けてきた。

茨城女子短期大学は、昭和42年に地域の要望を受けて文科と保育科の2学科で発足し、本学園の伝統と教育の成果を継承し、教育活動に邁進してきた。こども学科の前身である保育科は、昭和42年に定員40名で開始し、昭和56年度には定員130名まで増員し社会的養成に応えてきたが、その後、徐々に学生数が減少し、平成2年度には定員100名、平成22年度には定員80名に減員し、平成23年度からは定員を満たすことができた。その後、入学者が増加に転じ、毎年100名近い入学者が続いたことから平成29年度から再度、定員を100名に増員した。しかし、令和に入ると地域の人口減や少子化の影響による18歳人口の減少傾向が続き、入学定員を満たせない状況が続いた。

また、令和5年度から保育科は、こども学科へと名称を変更し、幼児教育や社会的養護、発達支援などの幅広い保育の分野や社会的要請に対応できるよう「こども未来学」を新設するなど、カリキュラムを工夫し、「専門知識と技術を修得し、豊かな人間性と今日的課題に対処できる知性と実践力を身につけた学生の育成」を目指している。

このように、本学では、こども学科において、近年資料の通り、入学定員を確保するのが困難な状況となっている。

要因としては、地元高校生の進学状況の傾向として、①短期大学教育への需要遞減が進み、進学先が4年生大学と専門学校に二極化する傾向がある。②本学への入学者の大半を占める茨城県央から県北及び福島県いわき地区からの入学者が、18歳人口の減少に加え、地方経済の低

迷、東日本大震災に伴う家庭の経済状況の悪化や、新型コロナウイルス感染症により直接人と関わるような仕事を避けるような傾向などから入学者が減少していることがあげられる。

また、地方においては、就職には資格取得が大切であるとの考え方から、かつては本学でも幼稚園教諭と保育士の資格取得を目指してこども学科に入学してくる学生が多かったにもかかわらず、近年は「給料などの待遇の問題」や「残業など勤務時間の長さ」、「人間関係の難しさ」、「保護者対応の大変さ」といった労働環境や「不適切な保育に関するニュース」などの影響もあり、やや敬遠する傾向もみられる。働き方改革や待遇の改善等も図られているが、保護者の中にはあまりよいイメージをもっている方も少なくなく、そのことが入学者数の減少にも影響していると思われる。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

この度の学則変更に伴い、教育課程において収容変更に伴う変更はなく、今後は現行の内容を担保しつつ改革を進めて、教育改革のさらなる向上を目指す。

教育方法及び履修指導方法については、現行のクラス担任制を基礎とする少人数教育体制を維持し、教育効果を確実に担保する。

教員組織については、現行においても、設置基準上必要な教員数を確保していることから収容定員の減員後も現在の体制を維持する。

短大全体の施設・設備についても、収容定員の減員において設置授業コマ数の増減はなく、現行の施設・設備において、収容定員変更後も教室運用に支障をきたすことはない。

資料：本学における直近5年間の入学定員充足率

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども 学科	入学者数	85	73	64	70	56
	入学定員	100	100	100	100	100
	入学充足率	85	73	64	70	56
表現文化 学科	入学者数	22	23	22	23	20
	入学定員	30	30	30	30	30
	入学充足率	73.3	76.6	73.3	76.6	66.6

学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(目 次)

(1) 学生の確保見通し及び申請者としての取組状況	1
① 学生の確保の見通し	1～2
ア. 定員充足の見込み	
イ. 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	
・茨城女子短期大学こども学科における入学志願者の状況	
・社会環境及び短期大学進学の状況	
・競合校の状況	
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	2
・こども学科における取組状況	
・高校訪問及び進学説明会への積極的な参加	
・オープンキャンパスの開催	
・高大連携授業の実施	
・特色ある教育プログラム	
(2) 人材需要の動向等社会の要請	5
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	5～6
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの………	6
客観的な根拠	

【資料】

<資料1> ～ <資料8>

（1）学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

こども学科は、昭和 42 年に茨城女子短期大学「保育科」（定員 40 名）として設置されて以来、多数の保育者を養成し幼児教育及び保育現場へ人材を輩出してきた。昭和 56 年度には定員 130 名まで増員し社会的要請に応えてきた。しかし、その後学生数が減少し、平成 2 年度には定員 100 名、平成 22 年度は定員 80 名に減員したが、再度入学者数が増加に転じたことから平成 29 年度に定員を 100 名に増員した。

また、昭和 46 年 4 月に保育科附属の「大成学園幼稚園」を開設し、平成 27 年 4 月には認定こども園大成学園幼稚園として再スタートした。さらに同年 4 月には、大成学園額田保育園を設置（民営化のため那珂市より移管）した。平成 31 年 4 月 1 日には認定こども園大成学園かさまこども園、認定こども園大成学園いなだこども園の管理・運営を「笠間市公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定」に基づき開始した。加えて令和 6 年 4 月には、大成学園ともべ保育園を設置（民営化のため笠間市より移管）した。

以上のように、本学への進学希望者数の増加や地域社会のニーズに応えるべく、入学定員の増加や認定こども園、保育所の開設などに取り組んできた。

しかし、平成 29 年度からの入学定員充足率は令和 2 年度入学生まで平均 88% の充足率であったのに対し、令和 3 年度から令和 5 年度の入学定員充足率は平均 69% に落ち込み、令和 6 年度の入学定員充足率は 56% とさらに悪化した。<資料 1 >

その要因としては、本学の通学区である県央から県北地域の少子化による 18 歳人口の減少に加え、幼稚園、保育所などの就職先の減少もあり保育を志願する生徒が徐々に少なくなってきたていると考えられる。のままでは入学定員 100 名を維持することは困難な状況となっている。

現在、長期履修制度の実施や保育士、幼稚園教諭の資格以外にも、こども音楽療育士、准学校心理士の資格取得、地域の幼児とその親子を対象とした子育て支援事業を附属園と共に催したり、附属園を活用し保育者としての実践力の育成に重点を置いた魅力あるカリキュラムを構築したりすることで学生募集活動を行っている。また、オープンキャンパスや高校訪問だけでなく、本学の魅力を発信するツールとして SNS を活用し、高校生を中心として地域に幅広くアピールすることで、本学の知名度を向上させ、入学志願者の増加を目指している。

保育士養成は地域の重要な課題であり、本学のこども学科を存続していくことは所在地である那珂市や近隣の市町村にとっても子育て支援や地域社会の発展のためにも不可欠であると考えられる。入学者数が減少しているにもかかわらず、保育士の配置基準等の見直しもあり保育者の求人数はまだ高い傾向にある。したがって令和 7 年度から入学定員を 100 名から 70 名へと変更することで、こども学科の存続を図っていく必要がある。今後、魅力あるカリキュラム改革や高校生と本学学生との交流の機会の設定、SNS 等を用いた広報の充実などの対策を強化することで、入学定員 70 名は実現可能であると考えている。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

前項アで挙げた、こども学科の過去 5 年間の入学志願状況等は<資料 1>のとおりである。

【茨城女子短期大学こども学科における入学志願者等の状況】

本学こども学科の最近 5 年間の入学志願者数の平均は 69.6 人と入学定員 100 人の約 7 割まで減少しており、特に直近の令和 6 年度の入学者数は 56 名とここ 10 年で最も少なくなっている状況で、学科存亡の危機的状況にある。<資料 1>

そのため、現在の入学定員 100 人を確保することは困難な状況である。

【社会環境及び短期大学進学の状況】

2023（令和 5）年度の北関東 3 県の高等学校卒業者（女子）のうち茨城県の大学進学率（現役）は 51.5%、栃木県 50.9%、群馬県 52.0% と 3 県はほぼ同様の傾向を示している。しかし、短期大学進学率（現役）をみると、栃木県 6.9%、群馬県 7.9% に対し、茨城県は短期大学進学率が 3.9% と下回っている。また専門学校への進学率は茨城県 22.7%、栃木県 23.9%、群馬県 22.3% と短期大学をかなり上回っており、進学先に 4 年制大学と専門学校への進学と 2 極分化による短大離れが進んでいる。<資料 2>

また、2023（令和 5）年の 18 歳人口を 100 とした場合の 12 年後の 2035（令和 17）年の 18 歳人口予想を見ると、全国値が 88.3 に対し茨城は 81.4 となっており、全国値より減少の割合が高いことがうかがえる。その結果、茨城県内においては短期大学への進学者数はさらに減少すると予想される。<資料 3>

【競合校の状況】

茨城県内においてこども学科と同分野の学科を設置している短期大学は本学のほか、水戸市に位置する常磐短期大学の幼児教育保育学科のみとなっている。

同校の最近 5 年間の平均定員超過率は 0.86 であるが、2023 年度からは入学定員を 140 名から 120 名に減員している。<資料 4>

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学の経営改善上、学生確保に向けた取り組みは最重要課題と考えている。そのため、学生の募集活動については、教職員組織である入試広報委員会を中心に全学体制で臨んでいる。特に、こども学科においては、今年度入学定員充足率が 56% と下降しており、最重点課題として教育内容の充実と広報活動の活性化を図りながら学生募集の強化に取り組んでいる。

【こども学科における取組状況】

本学の特徴は、女性に特化したキャリア教育と資格取得、そして個々の学生に対応したきめ細かな指導であり、この特色を生かして他校との差別化を図り、また短大と高校の連携を強化し、地方の小規模校として生き残りをかけることが本学の課題である。そのために「経営改善計画」を作成し、このなかで、具体的に本短期大学における帰属収支差額の確保、消費収支の

均衡に向けて、学生募集体制および広報活動の強化に努めている。

現在、こども学科の学びの特色を十分に理解してもらうために、オープンキャンパスの実施内容の見直し、各種広報媒体（大学案内・各種リーフレット・ポスター等）の刷新、本学 Web ページや SNS による積極的な情報発信をおこない、これまで以上に本学への理解と認知を広めるべく努力している。さらに、入試広報委員会を中心とした高校訪問の強化、高校からの依頼による進学説明会（進路相談・模擬授業・学科説明等）や合同進学相談会への積極的な教職員の参加を行っている。

以上のように、本学においては、学生募集活動、特色ある教育プログラムを展開し、それらをこども学科の学生募集につなげていく所存である。

学生確保に向けた具体的な取り組みは以下のとおりである。

【高校訪問及び進学説明会等への積極的な参加】

○高校訪問の実施

入試広報委員会が中心となり、教職員が高校訪問を年3回程度実施しており、茨城県内の高校（通信制を含む）133校中、県北・県央・県東地区を中心に半数以上にあたる70数校の進路指導室を直接訪問し、本学の特色や入学者の受け入れ方針等について明確に伝えている。また、高校内説明会に60回以上参加し、高校進路指導者との親密度を図る一方、直接生徒を勧誘する場を強化している。

○最重点高校・要開拓高校の設定

昨年度の入学者実績校の中から25校を最重点校として位置付け、高校進路指導者との親密度を図る一方、訪問管理の強化を図っている。

また、地元である那珂・水戸地区において入学者が少ない高校、県北地区・いわき地区の高校から、要開拓高を設定し、継続訪問による学生募集を実施している。特に、通信制の高校については進学者が増えていることから新たにリストアップし訪問することとした。

○進学説明会への参加等

教職員が手分けして各種進学説明会に参加し、会場を訪れた高校生、高校教員に対して本学の様々な情報（本学の特色、カリキュラム、取得できる資格、就職状況、入学者選抜、オープンキャンパス等）を伝えており、参加回数は高校外の会場では14会場、高校を会場とした説明会では約45回を超えていている。

この他、高等学校単位での見学の受け入れや、個別見学も随時受付けており、入試広報担当職員ができるだけ個人の要望に応じた見学ができるように取り組んでいる。また、放課後等に希望のある高校へ訪問し、出張オープンキャンパスなどの取り組みも新たに開始した。

【オープンキャンパスの開催】

本学では、令和6年度よりこれまで年間10回だったオープンキャンパスを毎月実施している。内容は、本学の特徴や各学科紹介、入学者選抜の説明、体験授業の受講、学内施設見学、学生や卒業生との交流、体験ワークショップ、個別相談会等多岐にわたっており、毎回、内容にメリハリを付けて実施している。学生スタッフが中心となってワークショップや学内施設見学を行うことで、より一層本学の学生生活がイメージしやすくなっている。体験授業では、「身体表現」や「造形」、「こども音楽療育」のワークショップを企画しイベント性の高い体験授業を開催することで、関心のある高校生の取り込みを図るなど、多様なスタイルで情報提供を行っている。また、学費や進路・就職、寮生活などについては、保護者も一緒になった個別相談等にも応じている。

最近6年間では、新型コロナウイルス感染症の影響がでる前（令和元年）までのオープンキャンパス参加者数は毎年300人を超えていた。しかし、令和2年度以降の参加者数の平均は169名と新型コロナウイルス感染症の影響もあり約半分となっている。<資料5>

また、毎回参加者にはアンケートをお願いしているが、アンケートの集計結果からはオープンキャンパスの内容には好感をもっててくれている。<資料6>

令和2年以降、参加者数は減少しているものの実際に参加した生徒からは好評を得ているため、何とか参加者を増やし本学の特色を知ってもらうかが鍵となっている。参加者総数の約3分の1程度が入学しているのを考えると、オープンキャンパスの企画充実によりこども学科の参加者数の増加を図ることがますます重要となっている。

【高大連携授業の実施】

大成女子高校と連携して毎年、高大連携授業を開講している。直近の令和5年度は「芸術に親しむ」の科目で高校生22名（うち3年生12名、2年生8名、1年生2名）が受講し、3年生の受講生中8名が本学（こども学科6人、表現文化学科2名）へ進学した。また、高校主催の進学説明会に4回参加したほか、特別授業（コロキュウム）なども実施した。今年度は、「女性学」の科目を開講し、21名（3年18名、2年2名、1年1名）が受講している。

今後も高校教員と連携を取り、学科の内容や進路について相互理解が深まるように働きかけを強化しながら、本学への進学者増加につなげていきたい。

また、大成女子高校の2・3年で実施している「キャリアデザインⅡB・保育幼児教育フィールド」の科目にこども学科のスタッフが参加し、年間にわたり授業を分担しながら、将来保育者を目指す生徒に対して必要となる基礎的な内容や子供を身近に感じられるようなワークショップを提供している。この科目を受講している生徒が本学へ進学する割合も高くなってきたため、今後進学に結びつくような内容になるよう工夫していきたい。

【特色ある教育プログラムの展開】

○グループ担任制の導入

本学の特徴の一つは、少人数教育によるグループ担任制の導入にある。これは、学生を1グループ10名程度のグループに分け、基幹教員が担任として2年間、学習面だけでなく生活、就職面に至まで相談に応じるもので、学生と教員が強い絆で結ばれており、卒業後も色々な形で交流が続いている。個人面談をはじめグループ活動の時間を確保していることで、グループ担任と学生はいつでも相談できる関係になっている。また、グループ担任の数員は個人面談後に学科会議で情報を交換し、課題等の早期解決に努めているため、担任以外の教員も学生の情報を周知しており、学生指導ができるようになっている。

○魅力あるカリキュラム作り

こども学科では、保育所や幼稚園等へ就職する際に、学生が現場で役立つ知識やスキルを獲得して卒業できるようにカリキュラムを工夫している。具体的には以下のような取り組みを実施している。

隣接する附属園を活用した実践的なプログラムを展開している。例えば、「幼児と環境」の授業の一部をこども園の園外活動と連動する形で実施し、近くの自然公園に園児と一緒に出かけ、体験を通して理論と実践を結びつけるような工夫をしている。

また、附属園の年間行事のうち「夜までわくわく保育」「サマーフェスティバル」「スポーツフェスティバル（運動会）」「園外保育（秋の遠足）」「アートフェスティバル」については、行事実習という形で、行事ごとに学生の希望に応じてグループ編成をし事前の準備から当日の運営まで附属園の職員と同様の活動を実践している。

令和5年度からは新設科目として「こども未来学」を教養科目に設定し、保育というテーマについて福祉や教育、経済、音楽、子育て、国際化などの様々な視点から、現状や課題、今後の展望について考察する授業を実施している。基幹教員の専門性を生かすとともに外部講師を活用するなど、より広い視野から教育や保育に関して取り組むことをねらいとしており、学生からも好評を得ている。

（2）人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学園は、「時代に適応できる堅実な女性の育成を目的とする」の校是のもとに、「誠実、協和、勤勉」の校訓を規範として、教養を高め、特に女性としての人格の向上を目指し、社会の発展に貢献し得る子女の育成に堅実な努力を続けてきた。このような伝統と教育の成果を継承し、本学のこども学科では、設置以来、我が国及び地域社会に貢献できるバランスの取れた人間性豊かな女性の育成を目標としている。

また、こども学科においては、教育目的及び学習成果等としては、以下のことを掲げている。

＜教育目標＞

子どもや家庭を取り巻く様々な環境が大きく変化し、保育者に求められる役割はますます拡大してきている。子どもの豊かな育ちを支えるためには、一人ひとりの生命を尊重し、小さな声に耳を傾け、しっかりと寄り添うことが大切である。また、子育てに関する様々な問題に関心をもち、家庭や地域の環境についても心を配ることが必要である。

「時代に適応できる堅実な女性の育成」を校是とする本学のこども学科では、「専門知識と技術を修得し豊かな人間性と、今日的な課題に対処できる知性や実践力を身につけた保育者を養成する」ことを目標としている。

＜学習成果＞

1. 保育者に必要な知識と技術を修得することができる。
2. 社会に通用する保育観を確立するとともに、目指す保育者像を思い描くことができる。
3. 教養と専門的な知識を活かして、自分に適した職業を選択することができる。
4. 保育における今日的課題に対して多様な視点から考察することができる。
5. フィールドワークや地域交流を通じ、幅広い視野・知識・技術を修得することができる。

＜取得可能な資格等＞

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主任用資格

准学校心理士資格（一般社団法人・学校心理士認定運営機構）

こども音楽療育士（一般財団法人・全国大学実務教育協会）

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠
こども学科における人材需要の動向について、「こども学科の就職状況（令和元年～令和5年度卒業生の進路実績」を踏まえ、以下に示す。＜資料7＞

こども学科の卒業生は、年度によって多少の差異はあるものの5割～6割の卒業生が保育所、2～3割が幼稚園・認定こども園、2割前後が児童養護施設・乳児院等へ就職しており、ほぼ100%という状況である。求人数については、入学する学生数が減少しているにもかかわらず、本学への求人倍率が4.7～6.9と過去5年間増える傾向にあるのが現状である。＜資料7＞

保育士不足は全国的課題となっており、厚生労働省の資料によると、令和5年1月の保育士の有効求人倍率は全国で3.12倍となっており、全職種の1.44倍を大幅に上回っている。特に茨城県においても3.64倍と全国平均より高くなっている＜資料8＞。また、近年の女性の就業率上昇とともに、こども家庭庁では、保育士の負担軽減のため、1人が担当する4～5歳児の人数を30人から25人にするなど配置基準を見直すなど、まだまだ保育士不足は続く状況である。加えて親の就労状況にかかわらず保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」も2026年度に全国で実施する予定となっている。

したがって、地域の保育に関する人材のニーズは今後とも十分に見込めるものと判断しており保育士養成については引き続き努力していきたいと考えている。

<資料1> 本学こども学科の入学志願状況（最近5年間）

（令和4年度より保育科からこども学科に名称変更）

	2020(令和2年)	2021(令和3年)	2022(令和4年)	2023(令和5年)	2024(令和6年)	平均
志願者数	86	74	66	70	57	70.6
合格者	86	74	66	70	57	70.6
入学者	85	73	64	70	56	69.6
入学定員	100	100	100	100	100	100
入学定員充足率	85%	73%	64%	70%	56%	70%

<資料2> 進学者数、進学率（現役）の推移（女子：北関東）（2023年）

2023(令和5年)			
茨城	卒業者数	11,478	
	進学者数 (人)	大学	5,912
		短期大学	442
		専門学校	2,607
	進学率 (%)	大学	51.5
		短期大学	3.9
		専門学校	22.7
栃木	卒業者数	7,685	
	進学者数 (人)	大学	3,913
		短期大学	534
		専門学校	1,834
	進学率 (%)	大学	50.9
		短期大学	6.9
		専門学校	23.9
群馬	卒業者数	7,618	
	進学者数 (人)	大学	3,964
		短期大学	599
		専門学校	1,701
	進学率 (%)	大学	52.0
		短期大学	7.9
		専門学校	22.3

資料：リクルート進学総研 2024.2

（データ元文部科学省「学校基本調査」）

<資料3> 18歳人口予測推移（女子：北関東）

2023年30,099人→2035年24,497人（5,602減少）

		2023(令和5年)	2026(令和8年)	2029(令和11年)	2032(令和14年)	2035(令和17年)
北関東	人数	30,099	29,244	27,895	26,189	24,497
	指數	100.0	97.1	92.7	87.0	81.4
茨城	人数	12,834	12,456	11,930	11,213	10,614
	指數	100.0	97.0	92.9	87.3	82.6
栃木	人数	8,557	8,422	8,034	7,566	7,047
	指數	100.0	98.4	93.9	88.4	82.4
群馬	人数	8,699	8,364	7,931	7,410	6,836
	指數	100.0	95.9	91.2	85.2	78.6
全国	人数	536,904	532,827	520,431	500,501	478,835
	指數	100.0	99.2	96.9	93.2	88.3

資料：リクルート進学総研 2024.2

（データ元文部科学省「学校基本調査」）

<資料4>近隣短期大学の同学科の最近5年間の入学志願状況 等

	2020(令和2年)	2021(令和3年)	2022(令和4年)	2023(令和5年)	2024(令和6年)	平均
入学者	124	129	107	101	106	113.4
入学定員	140	140	140	120	120	132
入学定員充足率	89%	92%	76%	84%	88%	86%

常磐短期大学情報公開資料

2024/5/1

<資料5>最近5年間のオープンキャンパス参加数

	2019(令和元年)	2020(令和2年)	2021(令和3年)	2022(令和4年)	2023(令和5年)	2024(令和6年)
参加者数	386	185	253	274	235	238
内こども学科志望数	311	144	169	203	160	158
比率	81%	78%	67%	74%	68%	66%

2024/12/7現在

<資料6>2023年度のオープンキャンパスアンケート（抜粋）

①オープンキャンパスに参加した動機は	回答数
興味があったから	153
友人が参加するから	25
先生から勧められて	28
受験を考えているから	100
姉妹校だから	16
親に勧められて	20
先輩に勧められて	3
オープンキャンパスに行く課題が出されたから	1
授業体験があったから	1
親が幼稚園教諭の免許を持ち、発達支援に携わっているから	1
他の学校も見てみたいと思ったから	1
進路の視野、幅を広めたかったから	1

②オープンキャンパスに参加して進路選択の参考になりましたか？	回答数
予想以上に参考になった	141
ある程度参考になった	52
あまり参考にならなかった	7
どちらでもない	0
姉妹校だから	0
無回答	6

③オープンキャンパスに参加して茨城女子短期大学を受験してみようと思いましたか。

③オープンキャンパスに参加して茨城女子短期大学を受験してみようと思いましたか。	はい	146
	どちらともいえない	55
	いいえ	1
	無回答	4

④オープンキャンパスに参加したご意見、ご要望、ご感想をお書きください。

楽しく体験が出来て良かった
それぞれの授業をどれくらいの割合で受けるのか気になった
取得できる免許・資格について知ることができ大学選びの参考になった
学校の雰囲気や学校生活など知ることができた
先輩たちの声を実際に聞くことができ貴重な体験になった
卒業生の話が聞けてとても参考になった
貴学の魅力を聞いて進学したい気持ち大きくなった
リトミックがとても楽しくて本学に受験したいと思った
雰囲気がよく、入学したいと思った
学生さんたちもこの大学に満足している感じが伝わってきてよかったです
話を聞いたことによってさらに興味を持った
資格を取る際の授業内容が聞けて良かった
スタッフの先輩がとても優しくて安心した
保育を学ぶ学生になりたいと強く思った
実際、オーキャンに行ってみないと分からない学校の雰囲気が味わえた

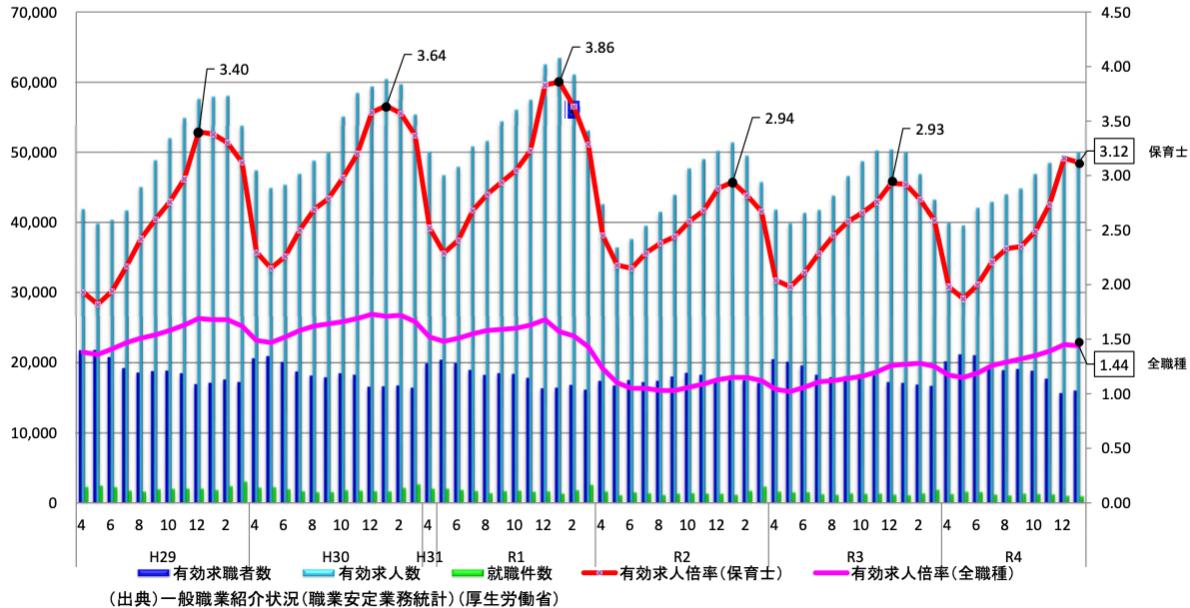
<資料7> こども学科の就職状況（過去5年間）

	2019(令和元年)	2020(令和2年)	2021(令和3年)	2022(令和4年)	2023(令和5年)
卒業者数	84	87	78	70	62
求人件数合計	402	448	398	489	433
(内訳)					
県内	164	195	187	191	168
県外	238	253	211	298	265
求人倍率	4.7	5.1	5.1	6.9	6.9
就職希望者	79	83	76	69	62
就職者	79	83	76	69	61
(内訳)					
保育園	49	40	41	29	27
幼稚園	5	4	4	3	3
こども園	11	20	14	16	15
施設	11	19	17	17	15
その他（一般企業）	3	0	0	4	1
就職率	100%	100%	100%	100%	98.38%

＜資料8＞

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○直近の令和5年1月の保育士の有効求人倍率は3.12倍(対前年同月比で0.2ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.44倍(対前年同月比で0.17ポイント上昇)と比べると、依然高い水準で推移している。



令和4年及び令和5年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年1月時点）

令和4年1月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人件数	有効求人件数	有効求人倍率
全国	4,117	17,122	18,061	1,055	2.92
北海道	187	936	707	55	2.10
青森	68	209	156	17	1.92
岩手	71	246	278	20	2.00
宮城	81	308	389	26	3.06
秋田	32	126	60	14	1.46
山形	38	135	102	9	2.16
福島	75	207	257	22	2.79
茨城	59	271	404	16	3.97
栃木	81	274	633	25	5.32
群馬	78	283	185	19	1.92
埼玉	164	837	836	40	3.51
千葉	134	686	523	26	2.54
東京	344	1,759	1,792	83	3.43
神奈川	185	983	645	31	2.00
新潟	59	229	183	14	2.82
富山	31	112	82	8	2.53
石川	38	127	82	8	1.93
福井	26	85	142	10	3.73
山梨	42	113	145	8	2.89
長野	75	315	197	22	1.89
岐阜	74	256	273	21	2.71
静岡	92	389	652	28	4.40
愛知	162	782	770	41	2.90
三重	40	198	101	7	1.96
滋賀	65	230	148	16	2.40
京都	67	362	473	26	2.93
大阪	226	1,154	1,591	70	3.92
兵庫	194	830	748	38	2.53
奈良	36	170	224	5	3.26
和歌山	27	85	123	10	3.59
鳥取	24	85	128	8	3.49
島根	29	119	89	5	2.02
岡山	63	274	841	14	4.74
広島	70	344	386	24	3.79
山口	74	238	159	16	1.89
徳島	30	100	149	10	3.47
香川	40	142	268	7	3.04
愛媛	38	171	192	17	3.36
高知	48	139	141	3	1.94
福岡	191	836	821	45	2.84
佐賀	56	187	150	13	2.33
長崎	112	279	252	24	2.11
熊本	90	295	231	27	2.36
大分	66	198	226	26	2.58
宮崎	60	188	195	20	2.64
鹿児島	159	439	423	41	2.80
沖縄	116	389	509	20	3.43

令和5年1月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人件数	有効求人件数	有効求人倍率
全国	4,366	16,041	18,631	907	3.12
北海道	187	826	728	47	2.16
青森	84	248	154	18	1.48
岩手	138	310	365	18	1.78
宮城	97	326	279	16	2.46
秋田	93	172	167	5	1.64
山形	66	168	135	21	1.85
福島	75	218	323	14	3.48
茨城	83	275	420	14	3.64
栃木	75	241	564	12	6.12
群馬	81	256	125	8	1.70
埼玉	192	748	861	31	3.80
千葉	129	654	549	27	2.64
東京	365	1,632	2,355	55	3.86
神奈川	206	874	700	38	2.60
新潟	82	244	207	17	2.21
富山	28	95	77	7	2.78
石川	28	112	88	7	2.11
福井	53	86	146	6	4.22
山梨	47	120	146	11	2.61
長野	65	282	321	20	2.55
岐阜	65	218	275	15	3.21
静岡	92	303	334	19	3.50
愛知	154	680	729	26	2.98
三重	61	180	149	11	2.54
滋賀	39	159	243	9	6.29
京都	85	370	344	15	2.69
大阪	237	1,078	1,599	63	4.03
兵庫	167	710	520	35	2.91
奈良	38	164	373	12	3.97
和歌山	35	108	96	8	2.17
鳥取	23	95	77	4	2.87
島根	30	113	90	4	2.56
岡山	78	255	862	13	5.09
広島	61	267	527	16	4.94
山口	65	207	160	15	2.02
徳島	35	120	143	11	2.88
香川	29	138	240	9	3.49
愛媛	50	208	203	14	2.94
高知	43	125	110	5	2.25
福岡	171	666	800	48	3.64
佐賀	53	181	129	22	2.36
長崎	59	213	194	20	2.46
熊本	106	326	294	23	2.37
大分	66	222	214	19	2.24
宮崎	76	217	194	13	2.10
鹿児島	130	445	458	38	2.99
沖縄	144	386	564	26	3.60

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

教

員

名

簿

学長又は校長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
一	学長	ヌカガ シュウイチ 額賀修一	60	修士（工学）		茨城女子短期大学 学長 (令和2年4月1日)